

## 金沢医科大学寄附講座等に関する細則

(趣旨)

第1条 この金沢医科大学寄附講座等に関する細則（以下「細則」という）は、金沢医科大学寄附講座等に関する規程（以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、寄附講座等に関し必要な事項を定める。

(寄附講座職員)

第2条 寄附講座等の教授は、当該寄附講座等を所管する教授会の構成員となることができない。

2 寄附講座等には、規程第5条第1項及び第2項に規定する寄附講座職員のほか、当該寄附講座等を所管する部局の長の許可を得て、研究員等の共同研究者を置くことができる。

3 寄附講座職員は、学長、病院長等の要請により診療業務を担当し、又は各種の委員会に参画することができる。

(研究費)

第3条 寄附講座等の研究費は、受入れた寄附金の額から次の経費を控除した額とする。

(1) 光熱水費等の管理経費（受入額の10パーセント相当額）

(2) 人件費相当額

(申込書)

第4条 規程第9条第1項による寄附講座等の設置及びこれに係る寄附の申込は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 寄附講座等寄附申込書（別紙様式第1号）

(2) 寄附講座等の概要（別紙様式2号）

(研究室等の共同利用)

第5条 寄附講座等の研究室等は、本学職員が共同利用することが

できる。

(事務)

第6条 寄附講座等に関する事務は、当該寄附講座等を所管する事務担当課が行う。

(委任)

第7条 細則第2条第3項に定める診療業務の担当及び委員会への参画、その他設置部署における寄附講座等の運営等に関し必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、学長の承認を得て行う。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正細則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この改正細則は、平成22年6月1日から施行する。